

2011年5月31日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 殿

仰木の里まちづくり連合協議会

代表



幸福の科学学園の学校建設に係る申し入れについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は滋賀県政につきまして、県民本位の見識ある施策立案および行政施行を実施いただき私たち住民一同大変感謝しております。

さて、すでにご承知のことと存じますが、学校法人幸福科学学園が天津市仰木の里に中学校・高等学校を建設する計画が昨年10月から新聞・テレビ等でもたびたび報道されるようになり、現在仰木の里地域だけでなく、今や滋賀県民の関心事になっています。同学園は宗教法人幸福の科学を母体とする学校法人で、天津市仰木の里東二丁目と雄琴北一丁目、雄琴三丁目で79,000 m²（仰木の里開発面積の約4.2%）の大規模な土地を取得し、中学校・高等学校の建設を計画しており、先日滋賀県総務課に伺いました情報によると、すでに同学園は学校設置認可申請書を滋賀県総務課に提出し、受理されているとのことでした。

この問題について、仰木の里地域の建設地周辺では隣接する8つの自治会ですでに学校建設反対の決議が採択するとともに、反対県民は仰木の里地域にとどまらず、同学園建設に反対の意思を表明する署名は約30,000名にも達しています。また今年1～2月に地元で行われた同学園による住民説明会では反対の意思表示をした自治会に対しての説明会をわざわざ遠方で開催するなど学校法人としての誠実な態度は見られません。また各地域の住民説明会でも住民の納得は得られていないばかりか、むしろ説明会によって住民の疑惑は深まり、幸福の科学学園は信用できない団体であるとの認識が広がっています。

また一方で、学校建設予定地については、専門家による防災上の安全性を危惧する情報も寄せられています。

つきましては知事並びに担当部局である総務課に対して以下のことを要請いたします。

(1) 次の内容が明確になるまで私学審議会を開催しないこと

- ① 天津市議会で採択された請願内容にもとづく地元住民との合意が形成されること
- ② 建設予定地の防災上の安全性が証明されること

上記①については、天津市議会で地元住民との合意形成の環境をつくるという請願が3月に採択されているにもかかわらず、一度も話し合いの場が設けられていません。これは天津市議会での請願採択により確認された住民との合意形成の重要性を無視するものであるとともに市議会軽視の姿勢に他なりません。また教育基本法第13条や学習指導要領に明記されている学校と地元との連携については学校設立前から拒否する態度であると言えます。

②の建設予定地の安全性の問題については、私たちが最近周辺地域の地質調査データや過去

の航空写真などを分析するなかで、専門家の指摘により当該用地が地滑りなどの防災上の危険性が大きいことがわかってきました。建設予定地の一部は川を埋め立てて造成したものであり、昨今の大地震で現実化した大規模な地滑りの危険性や水害を及ぼす水道（みずみち）への影響が懸念されます。滋賀県の中学校・高等学校設置基準で学校を建設する際の土地の安全性を特に重要視されている中、地域連携軽視に加えて、学校用地の防災安全性を示すデータも提出されないまま、私学審議会での設置の可否を審議することは適切さを欠くものと考えます。

(2) 私学審議会を開催する場合は次の実施を要請します。

- ① 私学審議会として公聴会を行うこと
- ② 滋賀県として学校設置主体としての適性を明らかにするため、幸福の科学学園および幸福の科学グループに関する社会的信用性を証明するための調査を行うこと

上記(1)の問題が解決し、私学審議会を開催される場合は、実効的な審議を尽くしていただくため、上記①の公聴会の開催を要請いたします。学校の母体となる幸福の学園グループを評価するためには、過去の訴訟問題と敗訴判決に対する誤判主張、教団施設周辺住民とのトラブル、同学園の教育内容の公正性、適正の問題等々もあり広く地元住民や専門家、関係者からの証言が必要であると考えます。過去にも三重県などで学校設置に関わって私学審議会によって公聴会が開催された例はあり、私たち住民側からは最低5名以上の証言者の証言を求めます。

②の滋賀県による設置主体の信用調査については、幸福の科学グループはこれまでもいくつもの訴訟を抱えてきた団体であり、相手側への損害賠償の請求額は累計40億円を超えています。そのうち裁判所が適正と判断をしたのはわずか約700万円(2007年判決の裁判まで)のみで、訴訟のなかには施設建設に反対する地元住民に対して約1億円の損害賠償訴訟を起こした事例もあり、現在もなお教団施設周辺の住民とトラブルを抱えているところもあります。昨年栃木県で開校した幸福の科学学園那須校は、住宅から隔離された山間立地のため私学審議会に対して住民要望はなかったようですが、今回は既設住宅地域内であり、またこれまでの経過から地域住民の不信感は大きく募っております。については審議過程においては、学園の母体であり、実質的な設置者である幸福の科学グループにも及ぶ社会的信用性の調査をお願いするものです。

これらの内容について、近隣自治会一同、強く要望いたしますので、滋賀県の文教行政を掌管される滋賀県知事ならびに総務課に対して、同学園の滋賀県内への設置が県民にとって望ましいものも含めて住民側に立った真摯なご対応をお願い申し上げる次第です。

なお、誠に恐縮ながらこの件について、県としてのご対応方針等につきまして、6月17日までに文書にてご回答いただきますようお願いいたします。

敬具